掛川市公衆無線ＬＡＮ事業　協力整備事業者募集要項

１　目的

　近年、スマートフォンやタブレット等のモバイル通信端末が急速に普及し、インターネットは、移動を伴う利用に変化しています。

また、掛川市において、富士山静岡空港を起点にした海外からの訪問客（以下「インバウンド」という。）の増加、さらに、今後予定される「ラグビーワールドカップ2019」「東京オリンピック2020」等により、インバウンドの増加が予想されます。

そのような環境の中、来訪者に対して何度も来たくなる「おもてなし」として、インターネット接続環境である公衆無線ＬＡＮを整備し、提供することが求められています。

　そのため、掛川市公衆無線ＬＡＮ推進協議会（以下「協議会」という。）では、掛川市内の公衆無線ＬＡＮ（以下「KAKEGAWA Free Wi-Fi」という。）を官民協働で整備し、利活用を推進することで、観光、産業および地域の振興を目指しています。

　当募集は、本事業の趣旨に賛同し、掛川市内の対象施設に公衆無線ＬＡＮを設置する整備事業者（以下「協力整備事業者」という。）を募集することにより、公衆無線ＬＡＮ環境の整備を促進し、より多くの方が便利に情報を得られる環境づくりを目指すものです。

２　募集の条件等

1. 応募資格

応募については、一者単独又は複数者グループでの応募を可としますが、次のすべての条件を満たす必要があります。

　　ア　会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）、破産法（平成16年法律第75号）に基づく再生又は破産等の手続きを行っていない者であること。

　　イ　掛川市暴力団排除条例（平成24年掛川市条例第27号）第６条第３項に掲げる暴力団員等及び暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。

　　ウ　政治活動や宗教活動を主たる目的とする団体に該当しない者であること。

1. 協力整備事業者の業務

協力整備事業者は、導入を希望する店舗・宿泊施設等の民間施設（以下「民間施設」という。）及び市有施設に、公衆無線ＬＡＮ設備等を整備し、運営するものとします。また、公衆無線ＬＡＮのアクセスポイント設置を希望する設置運営者等より依頼があった場合に設置に関する相談対応、見積もり、申請手続きの補助等の対応をするものとします。

1. 必要要件

ア　共通事項

(ア)　セキュリティ対策が適切に講じられていること。

　　　　なお、以下の用件を備えていることが望ましいと考えています。

　　ａ　利用端末と無線ＬＡＮアクセスポイントとの間が暗号化されること。

　　ｂ　利用時に何らかの手段によりユーザ認証等セキュリティ対策が行われること。

ｃ　苦情、紛争等が発生した場合に備え、利用ログの蓄積及び管理が適切に行われていること。

　　ｄ　同じ無線ＬＡＮアクセスポイントに接続している利用端末同士のアクセスが禁止されていること。

　　ｅ　電気通信事業法（昭和59年法律第86号）その他法令に基づき、ユーザ認証、個人情報保護、秘密保持及び安全管理等の体制並びに仕組みが適切であること。

　(イ)　サービス提供要件

　　ａ　国内のサービス事業者と契約していない外国人の方を含め、誰もがその場で利用手続きを行うことで、一定時間無料でインターネットを接続できるサービスが提供できる仕組みを構築すること。

　　ｂ　前項に掲げる無料で使えるサービスについては、以下の要件を満たすこと。

　　　(a)　利用者がサービスを利用する際、認証画面等のポータル画面等で、協議会が指定するポータルサイトを閲覧できる環境にあることが望ましい。

　　　(b)　災害発生時などの非常時には、時間制限無く、無料で使えるようサービスを解放すること。

　　ｃ　「KAKEGAWA Free Wi-Fi」の名称を使用すること。（SSIDは「KAKEGAWA\_Free\_Wi-Fi」）

　　ｄ　協議会で用意する「KAKEGAWA Free Wi-Fi」の共通ロゴを使用すること。

　　ｅ　掛川市公衆無線ＬＡＮ事業の周知広報（ポータルサイト、ステッカー、チラシ等の作成等）に協力すること。

　　ｆ　対象施設の管理者向け、サービスの利用者向けのわかりやすいマニュアルをそれぞれ作成すること。

　　　　(ウ)　設備の設置及び運用要件

ａ　公衆無線ＬＡＮ設備等の設置は、対象施設本来の用途又は目的を妨げない範囲とし、使用開始後、対象施設利用者からの苦情等がある場合、設置場所の変更や使用の停止、設備等の撤去をすることもあること。

ｂ　設置する公衆無線ＬＡＮ設備等が原因となり、電波干渉が生ずる恐れがある場合、協力整備事業者で対策を実施すること。

ｃ　設置場所の競合がある場合は、対象施設の管理者からの指示がある場合を除いて、協力整備事業者にて対応すること。

ｄ　対象施設の管理者や各協力事業者が提供する公衆無線ＬＡＮサービスの利用者からの苦情及び問合せについて、適切かつ迅速に対応すること。

ｅ　その他必要な事項については、対象施設の管理者と協力整備事業者とで協議し、決定すること。

３　応募の手続き

1. 提出書類及び提出部数

以下の書類を作成し、提出してください。

ア　申請書（様式１）：１部

イ　宣誓書及び同意書（様式４）：１部

ウ　法人に関する概要書（様式５）：１部

エ　商業登記簿謄本：１部

オ　貸借対照表、損益計算書（直近１事業年度分）：１部

カ　企画提案書（様式２）

　(ア)　書類：10部

　(イ)　電子ファイルＣＤ－Ｒ：１部

　　　※　企画提案書の内容がすべて納められた電子ファイルでMicrosoftWord、MicrosoftExcel、MicrosoftPowerPoint及びAdobePDF形式のいずれかの形式としてください。複数ファイル形式の混成も可とします。

1. 提出期限

随時、協力整備事業者を募集しています。

1. 提出方法

直接持参又は郵送してください。

1. 提出先

掛川市公衆無線ＬＡＮ推進協議会　事務局

（掛川市役所企画政策部ＩＴ政策課情報化推進係）

〒436-8650　掛川市長谷一丁目１番地の１　掛川市役所本庁地下１階

1. 留意事項

ア　提出書類は返却しません。

イ　提出書類の作成及び提出に関する費用は、すべて応募者の負担とします。

ウ　提出期限以降における企画提案書の差し替え及び再提出は認めません。

エ　必要に応じ、追加書類の提出を求めることがあります。

1. 選定について

協議会において、協議会が定める選定基準に基づき、審査の上、協力整備事業者を選定します。

なお、選定された協力整備事業者は、協議会と協定を締結します。

４　応募に関する問合せ

　(1) 問合せ方法

　　　質問事項がある場合は、問合せ票（様式３）に必要事項を記入の上、郵送、ＦＡＸ又は電子メールにて提出してください。

　(2) 回答

　　　問合せの回答は、随時電子メールにて回答します。

　(3) 問い合わせ先

　　　掛川市公衆無線ＬＡＮ推進協議会　事務局

（掛川市役所企画政策部ＩＴ政策課情報化推進係）

〒436-8650　掛川市長谷一丁目１番地の１　掛川市役所本庁地下１階

　ＦＡＸ：0537-21-1169

　電子メール：joho@city.kakegawa.shizuoka.jp